平成２２年（フ）第９３号
北海道帯広市西24条南３丁目48番地１　ハイツ24―102
債務者　今野　聖一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
東京都福生市牛浜131番地ニューハイムⅡ103号室
債務者　関根　和美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２３号
東京都町田市小川1513番地１ソフィアすずかけ台210
債務者　松本美香子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３４号
横浜市鶴見区岸谷１丁目11番12―405号
債務者　表川　弘人
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
秋田県能代市字新山前59番地　ビバリーホームズＢ―101号
債務者　新田　政行
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第７８号
栃木県下都賀郡壬生町壬生丁171番地３
債務者　黒子　静枝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２７６号
愛知県岡崎市緑丘２丁目６番地４　アクセスストリート805
債務者　柿木園大介
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
和歌山県新宮市橋本１丁目７番29号
債務者　嶋本しのぶ（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午前11時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第７４４２号
東京都足立区島根４丁目16―10　フラワーコーポ第３―202
債務者　浅川　智美（旧姓大阿久）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９８号
東京都足立区伊興１丁目８―７―205
債務者　青野　耕二
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９９号
東京都足立区伊興１丁目８―７―205
債務者　青野　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６０１号
東京都足立区花畑４丁目23―８―603
債務者　江藤　正剛
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目29番１―306号　崎間アパート
債務者　許田　京子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５４６号
東京都町田市忠生４丁目６番地１都営忠生第４―４―308
債務者　山本　良明
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９５号
横浜市磯子区久木町５番１号　プレステージＯＮＥ202号
債務者　市野　　登
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
青森県五所川原市末広町29―７　マンション末広２―２号室
債務者　齋藤　　蘭
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係